

☆コロナ禍の中のオリンピック

ーオリンピックの開催の是非を考えるー

- ◆ 東京に4回目の緊急事態宣言が出された中でオリンピックが23日開催されることになりましたが、どのような開催にするか（観客制限か無観客か）が問題です。
- ◆ そもそも主要競技が開催される首都圏で非常に強い感染力のデルタ型コロナウイルス感染が増加する中で開催する事は正解なのでしょうか？
- ◆ これは、人間の命に関わる問題です。憲法第二十五条「生存権、国の義務」からこの問題を考えて見ます。

世論はどうなっているか

- ◆ オリンピック開催の是非については、コロナ感染の動きが日々変わる中で、世論も日々変わっています。そして、世論調査を実施するマスメディアによっても異なります。
- ◆ 例えば、朝日新聞の調査（6・27）では、開催すべき38%、中止33%、延期27%に対し、NHKの調査（6・13）では64%が開催支持（反対は31%）と突出して開催支持が多いのです。それは延期という選択肢を入れない調査だからです。それは読売新聞（6・9）も同じです（開催すべき50%、中止31%）。これは世論誘導、はつきり言えば政権ヨイシヨではないでしょうか。

命を守るために、開催すべきではない

- ◆ いまコロナワクチンの接種が進み、重傷者はある程度おさえられて来ているとは言え、首都圏で感染が急速に増えています。そのような中で、外国からオリンピック選手・役員、観客が何万人も入ってきたら、危険性は非常に高くなります。
- ◆ 先ず私たちは、いのちを守ることを最優先にオリンピックは開催すべきではないと考えています。政府は一部でも有観客で開催したいと考えていますが、一部でもそこには集中的に人が流れてきます。
- ◆ いま感染を広げているのは若者です（東京都では感染の6割）。百歩譲って、条件付き開催を認めるとしても、全て無観客としたうえ、パブリックビューイングなど、人の集まりや流れを完全にブロックすべきです。

アスリート（選手）を責めるのはやめよう

- ◆ 最後に、オリンピック開催反対の立場の人で、アスリートを批判する人がいますが、これは筋違いです。障がいを持つ選手を含め、選手も選ばれなかった人もみんな純粋にがんばっています。選手を責めるのはやめましょう。

二〇二一年七月十一日（日）護憲平和行進（通算653回目）
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第二十五条

〔生存権、国の義務〕

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。